

・ 支援対象経費

① 感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費

宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインを踏まえて導入する消毒設備や遮蔽用のアクリル板、サーモグラフィ等の検温用機器、サーキュレーターなどの導入経費が対象となります。消耗品についても、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染症対策のための必需品であれば対象となります。また、専門家による感染症対策の検証等のソフト経費も対象となります。

【具体的な支援対象品目例】

(機器類) サーモグラフィ、体温計、サーキュレーター、

パーティション、遮蔽用アクリル板、CO₂濃度測定器 等

(必需品) マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、

アルコール消毒液、使い捨て食器類 等

(専門家経費) 感染防止策に係る研修等を実施する際の経費 (会場費、謝金、旅費等)

② 感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費

ワーケーションスペースを用意するための改修・無線LANの整備、食事スペースの改修やテーブル・什器の購入、非接触チェックインシステムの導入など、前向きな投資に要する設備改修費や物品購入費等を対象とします。